

年 月 日

施設等利用給付認定取消通知書

長洲町長

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり認定の取消しを行いましたので通知します。

認定 子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	
保護者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
取 消 年 月 日		
取 消 理 由		
この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、長洲町長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、長洲町を被告として（長洲町長が被告の代表者となります。）提起することができます。		